

施設機械工事等施工管理基準について

平成 20 年 5 月 20 日農計第 183 号

農林水産部長から農村建設課総括課長、農業振興課総括課長、畜産課総括課長、道路建設課総括課長、河川課総括課長、下水環境課総括課長、広域振興局等の農政担当部長、農村整備室長及び農林センター所長、広域振興局等の土木部長及び土木センター所長あて

このことについて、農林水産省農村振興局が制定した「施設機械工事等施工管理基準」を下記とお読み替えて準用することとしたので、お知らせします。

なお、「施設機械工事等施工管理基準」（平成 15 年 2 月 3 日付け農計第 856 号農林水産部長通知）は廃止します。

記

- 1 別冊の基準において、次の語句はそれぞれ読み替えて準用すること。
 - (1) 農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業・・・・・・・・・・県営土地改良事業、県営海岸保全事業及び県営地すべり対策事業
 - (2) 地方農政局・・・・・・・・・・岩手県
 - (3) 特別仕様書・・・・・・・・・・特記仕様書
 - (4) 土木工事施工管理基準・・・・・・・・農業土木工事施工管理基準
- 2 準用時期

平成 20 年 7 月 1 日以降に入札公告する工事から準用しますが、それ以前に入札公告を行ったものは従前によるものとするが、請負者と協議のうえ可能なものについての準用は差し支えない。